

# 平成29年度

## 介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費・居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

### ■軽減の対象者(いずれの条件も満たすこと)

- 本人、配偶者および世帯全員が市民税非課税であること
- 預貯金など(右表参照)が、配偶者がいない人は1,000万円以下で、配偶者がいる人は合計金額が2,000万円以下であること

### ■次の区分に応じて軽減内容が異なります

- ①生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
- ②本人の合計所得金額、課税年金収入額および非課税年金収入額(遺族年金や障害年金など)の合計金額が80万円以下の人
- ③上記の①～②に該当しない人

### ■申請方法や申請期間など

- 申請に必要な物**
- 介護保険負担限度額認定申請書兼同意書  
(鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます)
  - 認定を受ける本人の印鑑(配偶者がいる人は配偶者の印鑑)
  - 本人の預貯金等に関する通帳などの写し  
(直近2カ月以内の残高が確認できるもの、配偶者がいる人は配偶者の通帳などの写し)  
※生活保護受給者は不要です。

**申請期間** 7月3日(月)から

**認定有効期間** 申請月の1日から平成30年7月31日まで

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期間は、平成29年7月31日までです。

平成29年8月1日以降も継続して認定を受けようとする人は、8月31日(木)までに鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課へ申請してください。

### <対象となる預貯金などの具体例>

預貯金などの種類	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	○
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債(借入金、住宅ローンなど)	○
生命保険	×
自動車	×

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

### <市民税課税層における食費・居住費の特例減額措置>

介護保険負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

#### 認定を受ける主な条件

- ①属する世帯の構成員が2人以上であること
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であること、など

問合せ先 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課 (☎059-369-3201)